

## 政治活動用文書図画の規制について

### 1 掲示を規制される文書図画（法第 143 条）

- ① 候補者又は候補者となろうとする者（現に公職にある者を含む。）（以下「候補者等」という。）の氏名又はその氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用文書図画
- ② 後援団体の名称を表示する政治活動用文書図画

### 2 規制の対象とならない文書図画（法第 143 条 令第 110 条の 5）

上記 1 の政治活動用文書図画でもいくつかのものは、掲示しても差支えないこととされていますが、ここでは「立札・看板の類」について説明します。

- ① 立札・看板の類で、候補者等 1 人につき、又は同一の候補者にかかる後援団体の全てを通じて次の数の範囲内のもの。

選挙の種類	候補者等	後援団体
市議会の議員、市長の選挙	6	6

なお、これらの立札・看板の類は、候補者等又は後援団体が政治活動で使用する事務所ごとに、その場所において、通じて 2 枚以内掲示することができます。

- ② 立札・看板の類の大きさは縦 150 センチメートル、横 40 センチメートル以内（足が付いているなどの場合はその部分も含まれます。）で、市選挙管理委員会が交付する証票を付けておかなければなりません。
- ③ 立札・看板の類の内容及び掲示の具体的態様によっては選挙運動の規制を受けることがありますので、ご不明な点等ございましたら選挙管理委員会事務局にお尋ねください。

※法・・・公職選挙法

令・・・公職選挙法施行令